



島根県報

令和3年4月6日(火)
第197号
(毎週火・金曜日発行)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

指定代理納付者に係る事項の変更	(政策企画監室)	2
広域連合の規約変更の届出	(市町村課)	2
補助金等交付規則第3条の規定により産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金の交付の対象等を定める告示	(廃棄物対策課)	2
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の申請受付及び支払に関連した事務の委託の解除	(健康福祉総務課)	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(地域福祉課)	4
補助金等交付規則第3条の規定により外国人観光客誘致事業補助金の交付の対象等を定める告示	(観光振興課)	4
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	(中小企業課)	5
都市計画変更の図書の縦覧	(都市計画課)	7

【公 告】

令和3年度島根県狩猟免許試験の実施	(農林水産総務課)	7
狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催	(〃)	9
都市計画変更の図書の縦覧	(都市計画課)	12

【特定調達公告】

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける灯油の購入に係る一般競争入札の落札者等	(病院局)	12
---	-------	----

【公安告示】

警備業務に係る検定合格者審査の実施	(警察本部)	12
-------------------	--------	----

島根県告示第277号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年4月6日

島根県知事 丸山達也

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路

2 都市計画を変更する土地の区域

松江市西浜佐陀町、古曾志町、西谷町、古志町、下佐陀町、西生馬町、東生馬町、法吉町、西持田町、東持田町、下東川津町、上東川津町、西尾町、東津田町及び矢田町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第1項の規定により、令和3年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

令和3年4月6日

島根県知事 丸山達也

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運動能力	歩行、四肢の屈伸、拳手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	
鳥獣の保護及び管理に関する知識	
獵具に関する知識	90分
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護及び管理に関する知識及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とす

る。

(3) 技能試験

免許の種類	試験事項
網獵免許	1 銃器及びわな以外の獵具を見て当該獵具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定獵具の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな獵免許	1 わなを見て当該獵具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定獵具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃獵免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃獵免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	試験を実施する免許の種類	所在地及び会場名	対象区域
6月13日（日）	午前9時～	わな獵、第1種銃獵、第2種銃獵	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
6月20日（日）	午前9時～	わな獵、第1種銃獵、第2種銃獵	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	県内全域
6月23日（水）	午前9時30分～	わな獵、第1種銃獵、第2種銃獵	隱岐郡隱岐の島町港町塩口24 隱岐合同庁舎	県内全域
6月27日（日）	午前9時～	網獵、わな獵、第1種銃獵、第2種銃獵	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域
7月4日（日）	午前9時～	わな獵、第1種銃獵、第2種銃獵	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	県内全域
7月10日（土）	午前9時～	わな獵、第1種銃獵、第2種銃獵	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	県内全域
7月18日（日）	午前9時～	網獵、わな獵、第1種銃獵、第2種銃獵	松江市内中原町52 島根県職員会館	県内全域
7月30日（金）	午前9時～	わな獵、第1種銃獵、第2種銃獵	大田市波根町970-1 島根県立農林大学校	県内全域

5 狩獵免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) 網猟免許又はわな猟免許 (2) (1)以外の免許	2,900円 3,900円
2 1以外の者	(1) 網猟免許又はわな猟免許 (2) (1)以外の免許	3,900円 5,200円

(3) 狩猟免許申請書の提出先及び提出期限

ア 申請書の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部農林水産総務課鳥獣対策室

（電話 0852-22-5160）

イ 申請書の提出期限

ウの窓口に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書きし、締切日までに必着とすること。

ウ 申請書の配布窓口

- ・島根県農林水産部農林水産総務課鳥獣対策室
- ・東部農林水産振興センター林業振興課
- ・東部農林水産振興センター雲南事務所林業普及第二課
- ・東部農林水産振興センター出雲事務所林業普及第二課
- ・西部農林水産振興センター林業振興課
- ・西部農林水産振興センター県央事務所林業普及第二課
- ・西部農林水産振興センター益田事務所林業普及第二課
- ・隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課

6 その他

- (1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日に必ず携行し、受付に提出すること。
- (2) 試験についての問合せは、5の(3)のウの窓口にすること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定により公告する。

令和3年4月6日

島根県知事 丸山達也

1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

2 適性検査

科 目	検 査 事 項

視力	視力及び視野の検査
聴力	聴力の検査
運動能力	歩行、四肢の屈伸、拳手及び手指の運動能力の検査

※健康診断書又は医師の診断書により狩猟に必要な適性を有することが認められる者については、検査を免除する。

3 講習科目及び実施形式

科 目	実 施 形 式
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化関連法令に関する事項	講義形式の講習は行わず、配布資料による自宅学習とし、履修状況確認のためのチェックシートの提出をもって科目を履修したものとみなす。
鳥獣の保護及び管理に関する事項	
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
6月7日（月）	午前9時～	鹿足郡津和野町後田口66 津和野町コミュニティセンター	津和野町
6月7日（月）	午後1時30分～	鹿足郡津和野町枕瀬464-2 瀧元枕瀬公民館（プラサ枕瀬）	津和野町（日原町）
6月8日（火）	午前9時～	益田市美都町都茂1803-1 益田市役所美都総合支所	益田市（美都町）
6月8日（火）	午後1時30分～	益田市匹見町匹見イ1260 益田市役所匹見総合支所	益田市（匹見町）
6月9日（水）	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市
6月11日（金）	午前9時～	鹿足郡吉賀町柿木500-1 吉賀町ふれあい会館	吉賀町
6月17日（木）	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市、津和野町、吉賀町
6月23日（水）	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市
6月29日（火）	午後1時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市（吉田町、掛合町）奥出雲町、飯南町
6月29日（火）	午前9時～	大田市大田町大田口1111 大田市役所	大田市
6月30日（水）	午前9時～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市（大東町、加茂町、木次町、三刀屋町）
6月30日（水）	午前9時～	邑智郡川本町川本265-3 川本合同庁舎	美郷町、川本町
7月1日（木）	午前9時～	邑智郡川本町川本265-3 川本合同庁舎	邑南町
7月7日（水）	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市
7月13日（火）	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市

7月14日（水）	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市
7月16日（金）	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	江津市、浜田市弥栄町
7月16日（金）	午後1時30分～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	旧浜田市
7月19日（月）	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	江津市桜江町、浜田市旭町
7月19日（月）	午後1時30分～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市（金城町、三隅町）
7月21日（水）	午前9時30分～	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村
8月27日（金）	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許更新申請方法等

(1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による獵銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

なお、適性検査の免除を希望する場合は、必要な適性を確認した旨を記載した診断書又は同様の記載がある健康診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円（当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。）

(3) 狩猟免許更新申請書の提出先及び提出期限

ア 申請書の提出先

ウに掲げる窓口のうち、住所地を管轄する窓口に提出すること。

イ 申請書の提出期限

ウの窓口に備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書し、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。（当日消印有効）

ウ 申請書の配布・提出窓口

- ・東部農林水産振興センター林業振興課
- ・東部農林水産振興センター雲南事務所林業普及第二課
- ・東部農林水産振興センター出雲事務所林業普及第二課
- ・西部農林水産振興センター林業振興課
- ・西部農林水産振興センター県央事務所林業普及第二課
- ・西部農林水産振興センター益田事務所林業普及第二課
- ・隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課